

成田市男女共同参画センター事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、成田市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成26年条例第19号。以下「条例」という。）及び成田市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成26年規則第29号。以下「規則」という。）に基づき、成田市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の登録その他の事務の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録等)

第2条 市長は、条例第6条第1項の許可を受けようとする団体であつて、次の各号のいずれにも該当する団体について、あらかじめ申請させることにより、認定団体として登録することができる。

- (1) 条例第1条に規定する男女共同参画社会の形成の推進を目的とする団体であること。
- (2) 3人以上で構成され、規約、会則等により組織体制が明確である団体であること。
- (3) 市民が主体となっている団体であること。
- (4) 営利活動、政治活動又は宗教活動を行う団体ではないこと。

2 市長は、条例第6条第1項の許可を受けようとする団体又は個人（前項の規定による登録を受けた団体を除く。）について、あらかじめ届出をさせることにより、登録を行うものとする。

3 第1項の規定による登録を受けようとする団体又は前項の登録を受けようとする団体若しくは個人は、規則第2条第1項の規定による申請に先立ち、男女共同参画センター認定団体登録申請書（登録届出書）（別記第1号様式）に構成員名簿（別記第2号様式。以下「名簿」という。）及び組織の概要の分かる書類を添えて、市長に申請し、又は届け出るものとする。ただし、市長は、次に掲げる団体による申請又は届出である場合は、名簿を省略させることができる。

- (1) 本市又は公的機関
- (2) 定款を定めている法人
- (3) 区若しくは自治会又は本市の関連事業を行う者

4 市長は、第3項の規定による申請があつたときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、成田市男女共同参画センター認定団体登録証（別記第3号様式。以下「登録証」という。）を当該申請をした団体に交付するものとする。

5 前項の規定により登録証の交付を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、規則第2条第1項の規定による申請の際に、登録証をセンターの

職員に提示するものとする。

6 登録証の有効期間は、登録証の交付を受けた日からその日の属する年度の末日（当該交付を受けた日が1月1日から3月31日までの間であるときにあっては、当該交付を受けた日の属する年度の翌年度の末日）までとする。

7 前各項の規定は、認定団体登録の更新を受ける場合について準用する。

（登録内容の変更の届出）

第3条 第2条第3項の規定により申請し、又は届け出た事項に変更があったときは、男女共同参画センター登録変更届出書（別記第4号様式）により、速やかに市長に届け出るものとする。

2 第2条第3項の規定は、前項の規定による申請又は届出（同条の規定により届け出た事項に変更があったときに限る。）について準用する。

（登録の取消し等）

第4条 市長は、認定団体が偽りその他不正な手段により第2条第1項の登録を受けたと認めるときその他当該登録を継続することが適当でないとき認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定による取消しを受けた団体は、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。

3 市長は、第2条第2項の登録を継続することが適当でないとき認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

（使用の申請の期限等）

第5条 規則第2条第1項の規定による申請は、使用予定日の3日前までに行うものとする。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から受理するものとする。

(1) 認定団体が使用する場合 使用予定日の3月前の日の属する月の初日

(2) 認定団体以外のものが使用する場合 使用予定日の1月前の日の属する月の初日

（使用料の減免）

第6条 市長は、認定団体がセンターを使用するときは、当分の間、条例第11条の規定により使用料の額の半額を免除するものとする。

（講演会、イベント等の開催の事前承認）

第7条 市長は、市民向けの講演会、イベント等をセンターにおいて開催しようとするものについて、あらかじめその市民向けの講演会、イベント等の趣旨を判断することができる事業計画書、収支予算書等の書類を提出させることにより、承認を行うものとする。

（複写機利用サービスの実施）

第8条 市長は、認定団体が当該認定団体の活動に資するためにセンターに備え付けられた複写機（以下「複写機」という。）の利用を希望するときは、

これを承認することができる。この場合において、複写機に用いる用紙は、当該認定団体に持参させるものとする。

- 2 前項の規定による複写機の利用に要する費用は、これを徴収しない。
- 3 複写機を利用しようとする認定団体は、男女共同参画センター複写機利用申込書（別記第5号様式）により市長に申し込むものとする。
- 4 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは利用の承認を行うものとする。
- 5 第1項の規定による複写機の利用の上限は、1団体につき1日1,000枚とする。

（資料の配架等）

第9条 市長は、センターにおいて、必要な印刷物、ポスターその他の資料（以下「資料」という。）の配架又は掲示（以下「配架等」という。）を行うものとする。この場合において、本市及び公的機関以外のものが作成した資料の配架等については、認定団体が作成したものを中心に行うものとする。ただし、配架等のスペースに余裕のあるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、資料の内容が営利活動、政治活動又は宗教活動にかかわる等センターの設置の目的にふさわしくないときは、当該資料の配架等を行わない。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成26年9月13日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年9月12日から施行する。
- 3 この要領は、令和6年4月1日から施行する。